

公認インストラクター申請要綱

当協会に於いては、日本国内はもとより世界各国でスポーツチャンバラを正しく普及するために指導者を「公認インストラクター」として育成しています。

「公認インストラクター」には、下記のいずれかの条件を充たした者は申請することができます。

- 1, 本部主催の指導者講習に参加し、実技及び学科試験に合格した者。
- 2, 現インストラクターからの推薦を受けた者。

申請後、本部が適正であると認めた場合、インストラクターとして認定され下記の活動を行うことができます。

インストラクターの活動

- 1, 地域の支部長として申請することができます。
- 2, 道場、カルチャーセンター等で指導することができます。
- 3, 各地域の講習会に指導者として参加できます。
- 4, 自分の門下生の級（10級～1級）、段（初段～5段）の申請をすることができます。
- 5, 適正と思う人物をインストラクターとして推薦することができます。
- 6, 師範・師範代・インストラクター会議に出席できます。
- 7, 本部主催の大会、講習会、昇段・昇級審査等のイベント案内が届きます。

スポーツチャンバラの「安全と公平」の精神を正しく理解し、楽しく普及に努めて下さい。

尚、申請の際には所定の申請用紙、A級(写真貼付)、B級は申請書のみ(写真貼付)を同封して申請してください。

質問事項等は、下記事務局迄お願いします。



国際スポーツチャンバラ協会
(公社)日本スポーツチャンバラ協会
事務局 横浜市長者町 2-5-4 (白井ビル 1101)
〒231-0033 TEL:045-664-7198 FAX:045-664-7252